

「ほっとつばきシステム」について

岩手県立高田病院
地域医療福祉連携室
室長 阿部 啓二

1. ほっとつばきシステムとは

高田病院通院中の患者さんや、気仙圏域内にて特別養護老人ホーム入所者・介護老人保健施設利用者・当院の訪問診療等を受けている患者さんの状態変化時に診療時間帯や時間外を問わず、入院できるシステムです。

2. 対象患者

次のいずれかに該当する方で、高田病院医師の診察後にほっとつばきに登録された患者さんといたします。ただし、他医療機関かかりつけの患者さんは、紹介元医療機関にて DNAR を説明、同意を取得した患者さんといたします。また癌患者さんについては、病名が告知済であること。以上の同意・告知済を確認のうえ紹介をお願いします。

（患者状態把握とカルテ作成のため、登録時に必ず診察を行います。）

（1）高田病院通院中の患者さん

（2）高田病院を受診されている特別養護老人ホーム等の施設入所者で入退院を繰り返されると予測される患者さん

（3）高田病院の訪問診療を受けている患者さん

（4）他医療機関等から、ほっとつばき登録依頼目的で紹介され高田病院の診察後に登録された患者さん

※高田病院の診察について、来院が難しい場合は家族のみの診察が可能か判断します

（5）前各号の中で人工呼吸器を使用している患者さんについては、ご自宅から病院へ機械を持ちこみできる方

（6）ほっとつばき登録後、入院希望時に患者さんが心肺停止の状態ではない方

3. 運用について

【ほっとつばき登録】（誤送信等防止のため、FAX での送受信は行わない。）

（1）『ほっとつばき登録申込兼患者情報調査票』、『DNAR に関する同意書』診療情報提供書（紹介状）を持参または郵送にて提出ください。診察日（予約制）を決定し電話等でお知らせします。

※他医療機関からの紹介の場合、紹介元医療機関の医師が『ほっとつばき登録申込兼患者情報調査票』及び『DNAR に関する同意書』を作成してください。

（2）診察後、高田病院担当医師が対象患者と判断した場合にほっとつばき登録を行います。

（3）登録完了しましたら、事務担当者より登録完了通知書を送付いたします。

（4）管轄の消防署へ『DNAR に関する同意書』について情報提供します。

【登録患者の管理】

(1) 高田病院通院患者、訪問診療患者（担当：外来）

原則 12 ヶ月以内に外来受診または訪問診療時に、登録継続の意思を確認し、『DNAR に関する同意書』を記載いただきます。また、『ほっとつばき登録申込兼患者情報調査票』の内容に変更のある際は、再度記載していただきます。

(2) 高田病院退院時（担当：病棟）

ほっとつばき登録患者が自宅退院する際は、登録継続の意思を確認し、『DNAR に関する同意書』を記載していただきます。（基礎情報は入院中に更新となっているため、記載不要）

(3) 他医療機関かかりつけの患者（担当：地域医療福祉連携室）

①登録患者の管理担当者が原則 5 ヶ月経過を確認し、事務担当者からかかりつけ医に連絡をします。

②高田病院へ患者紹介にて受診日をご予約ください。

※更新時の受診については、原則患者本人の診察が必要であるが、来院が困難な場合は、医師の判断に基づき、家族代診も可能です。

③更新時の情報提供内容は、診療情報提供書・検査データ（血液一般、肝機能、腎機能、電解質）、『ほっとつばき登録申込兼患者情報調査票』、『DNAR に関する同意書』とします。

④ 新規登録及び更新から原則 6 ヶ月以内に受診されない場合は登録患者名簿から除外いたします。

(4) ほっとつばき登録患者が死亡した際は、高田病院へ情報提供願います。

高田病院通院中の患者は受診している診療科へご連絡ください。

他医療機関かかりつけの患者は地域医療福祉連携室へご連絡ください。

【利用方法】 ※ 登録当日から利用可能です。

(1) 患者さんの状態変化時に、高田病院（0192-54-3221）へ、ご連絡ください。

(2) 受診方法等を看護師よりご案内いたします。

(3) ほっとつばきシステムを利用して入院する場合、平日時間外、夜間及び休日の場合は、諸検査を行うことができません。症状に応じた対応（点滴、酸素投与等）となりますので、詳しい検査や救命措置を希望の場合は、救急医療機関を受診してください。

附則 平成 26 年 10 月施行

附則 平成 28 年 1 月改正

附則 平成 28 年 6 月改正

附則 平成 28 年 10 月改正

附則 令和元年 8 月改正

令和 4 年 5 月改正

令和 5 年 3 月改正

令和 6 年 3 月改正

令和 7 年 3 月改訂